

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

岩岡 勝廣

(2) 所在地

久留米市長門石三丁目1番52号

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和2年8月24日

4 処分の理由

事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。